

NEW

地域を支える組合員の経営継続を支援します。

経営継続補助金のご案内

令和2年度2次補正予算で新たに措置されました！

応募締切日

7/17(金)

相談はお早めに！

新型コロナウイルスの影響を克服するため
農業者が**経営計画**に基づいて取り組む**事業継続**を支援します。

【受付期間】 第1回：令和2年6月29日(月)～7月17日(金)

【実施期間】 5月14日(木)～令和2年12月31日(木)

※実施期間中に支出した経費が補助対象です。

※ 現在の申請予定は、20万件と予想されています。(全国中央会集計)
本事業については、採択される見込みが少なく、補助金率も下がる
ことが予想されます。

経営計画の作成や取組をJA(支援機関)がサポートします！

(※支援機関の支援を受けながら取り組むことが補助の要件です)

対象者
補助上限
150万円
(1)と(2)の合計

農業を営む個人または法人(農事組合法人、株式会社等)
※常時使用する従業員数が20人以下であること

補助率：3/4 上限：100万円

(1) 経営計画に基づいて実施する経営維持の取組
①国内外の販路の回復・開拓、②事業の継続・回復のための生産・販売方式の確立・転換、③円滑な合意形成の促進 など

※補助対象経費の1/6以上は、「接触機会を減らす生産・販売への転換」や「感染時の業務継続体制の構築」

補助率：定額 上限：50万円

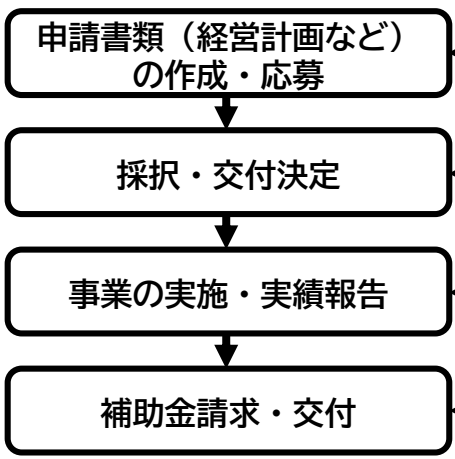
(2) (1)と併せて行う、事業継続に関するガイドライン等に基づく取組
・作業所、事務所、施設設備等の消毒の実施に必要な経費など

※生産部会や集落営農組織などで共同申請も可能
(150万円×参画する農業者の数、上限1,500万円)

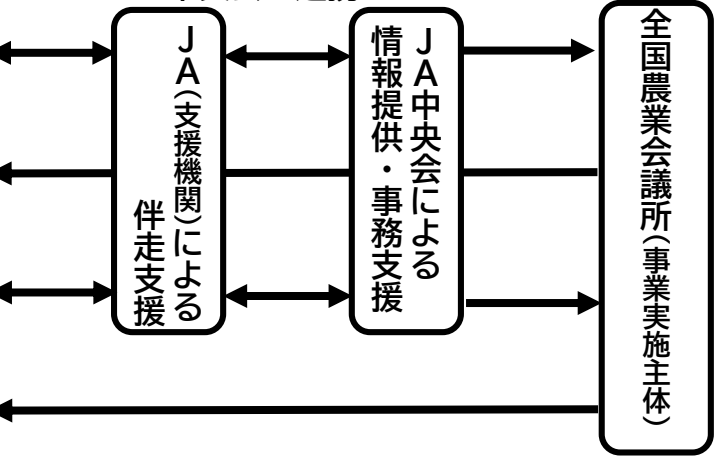
【事業の流れ】



農家の経営継続の取組



JAと中央会が連携しサポート！



※申請書は必ずJA(本所)からもらってください！！

詳しくはこちら

(問合せ先) JAフルーツ山梨 本所 営農指導部

電話:0553-32-6526(平日 8:30～17:00/土曜8:00～12:00)

